

国官総第 230 号
国会公契第 45 号
国官技第 399 号
国営管第 633 号
国営計第 183 号
国北予第 50 号
令和 5 年 4 月 3 日

別 紙 あて

大臣官房長
(公印省略)

令和 5 年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に
関する事務の執行について

令和 5 年度国土交通省所管事業の執行については、令和 5 年 4 月 3 日付け国会公第 191 号により事務次官から貴職あて通知したところであるが、入札及び契約手続における一層の透明性及び競争性の確保、公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成等を図る観点から、その実施に当たっては、下記の点に留意の上、適切に執行されたい。

なお、その執行に当たっては、東日本大震災や大規模自然災害等からの復旧・復興を図るとともに、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」については、中長期の目標の達成に向けて着実に実施すること。

また、円滑な事業執行に向けて、材料や燃料費の高騰、納期の長期化等が見られる場合には、価格や工期の設定について、契約変更（いわゆるスライド条項による変更を含む）を含めて適切に対応すること。

記

1 事務の改善及び効率化について

(1) 総合評価落札方式における提出資料の簡素化等

総合評価落札方式の実施に際しては、「「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」の一部改定について」（令和 5 年 3 月 30 日付け国会公契第 51 号、国官技第 402 号、国営計第 191 号、国北予第 53 号）、「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」（平成 27 年 3 月 16 日付け国港総第 455 号、国港技第 106 号）又は「「航空局等直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」の制定について」（平成 25 年 10 月 24 日付け国空予管第 329 号、国空安保第 425 号）（以下これらを「総合評価ガイドライン等」という。）に規定する施工能力評価型 I 型の対象工事のうち、次の①及び②の条件をすべて満たす工事（港湾空港関係においては②の条件を満たす工事）においては、施工能力評価型 II 型により入札手続を実施することにより、提出資料を簡素化等できるものとする。

- ① 1件につき予定価格が3億円未満の工事
- ② 施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

(2) 一括審査方式の更なる活用

工事への活用については、下記のとおりとする。

- ① 総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、以下の条件をすべて満たす2以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることができるものとする。

ただし、1. (1)を適用する工事については、イ) からニ) までの条件をすべて満たせばよいものとする。

イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事

ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事

ハ) 「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）及び「官庁営繕部工事請負業者選定要領」（昭和42年7月1日付け建設省営管第845号）第3に掲げる工事種別及び同第2第2号の等級区分、「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第7条第1項に掲げる工事種別及び同条第2項の等級区分、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務処理要領について」（平成13年1月6日付け国官会第22号）の別紙「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」別表第二に掲げる業種区分及び別表第一に掲げる等級が同じ工事

ニ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事

ホ) 工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事

ヘ) 「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）別添2「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第1「工事技術的難易度評価表」、「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第32号）別添2「地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第1-1～1-2「工事技術的難易度評価表」、「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官計第88号、国官技第34号）別添2「官庁営繕部工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第1-1～1-2「工事技術的難易度評価表」、「請負工事成績評定基準の制定について」（平成22年6月1日付け国港技第27-2号）別添2「工事技術的難易度評価実施基準」別記様式第1(1)「発注時工事技術的難易度評価表」又は「航空局工事成績評定要領」（平成10年3月26日付け空経第238号、空建第47号）別添2「航空局工事技術的難易度評定要領」別記様式第1-1～1-4「工事技術的難易度評価表」のいずれかの様式のすべての大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

- ② 一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

イ) 入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。

ロ) 落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明らかにする

こと。

- ③ 一括審査方式の対象工事においては、一括審査の対象工事数を上限に、配置予定技術者を複数設定し競争に参加できるものとする。地域の建設業者の実情を的確に把握した上で、工事受注者の偏在等の弊害が生じないように配慮する。

建設コンサルタント業務等への活用については、下記のとおりとする。

- ④ 総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、以下の条件をすべて満たす2以上の建設コンサルタント業務等（測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、測量調査及び建設コンサルタント等。以下「業務」という。）において、提出させる技術資料（実施方針及び技術提案を含む。）の内容を同一のものとする。ことができるものとする。
 - イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務
 - ロ) 業務の目的・内容が同種の業務であり、技術力審査・評価の項目が同じ業務
 - ハ) 「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第3及び契約業者取扱要領（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第7条の2及び第7条の3に掲げる業種区分が同一である業務
 - 二) 手続の公示、参加表明書の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている業務
 - ホ) 成果品の品質確保又は品質向上を図るために求める実施方針又は技術提案のテーマが同一となる業務
- ⑤ 一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - イ) 手続開始の公示及び入札説明書の交付は業務ごとに別々に行うこと。
 - ロ) 落札決定を行う業務の順番を手続開始の公示及び入札説明書において明らかにすること。

(3) 入札方式等の取扱い

- ① 「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国営管第235-5号）、「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国港総第234号）、「航空局における一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月12日付け国空予管第415号）等に基づき一般競争入札方式の実施、拡大等に取り組んでいるが、上記通知を前提としつつ、地域の実情や工事の特性を踏まえ、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要がないものについては、指名競争入札方式を選択することができる。
- ② 上記①の場合、技術提案を評価すべき工事その他必要な工事では、総合評価落札方式を適切に活用すること。
- ③ 上記①により指名競争入札方式による場合、入札及び契約手続の透明性・公正性の確保に遺漏がないよう適切な措置を講じること。

2 入札及び契約手続における発注者としての規律の保持について

- (1) 昨今、発注関係事務に携わる職員による不適切な事務処理事案が発生している

ことを踏まえ、発注関係事務に携わるすべての職員について、発注者と応札者・受注者との間の規律保持を徹底すること。

(2) 入札談合への関与行為は、決してあってはならないことであり、これまで講じてきたコンプライアンス推進の強化、入札及び契約手続の見直しと情報管理の徹底等の再発防止対策の実施に万全を期し、入札及び契約手続を厳正に実施すること。また、再発防止対策のうち、入札及び契約手続の見直しについては、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号）及び「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年3月11日付け国港総第555号、国港技第117号）に基づき、その適用対象になる工事については、遺漏なきよう措置されたい。

(3) 不正行為に対しては厳正に対処すること。

3 円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施

(1) 政府調達協定の適用対象

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用対象については、令和4年4月1日以降に締結する契約から、工事については予定価格6億8千万円以上、建設コンサルタント業務等については予定価格6千8百万円以上の案件とされているので留意すること。

(2) 最新の単価及び積算基準を適用した予定価格の設定等

令和5年3月から適用している公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価等の最新の単価及び最新の積算基準を適用して予定価格を設定すること。また、工事契約後の資材や労務費の高騰等により請負代金額が不相当となった場合は、「工事請負契約書第26条第5項の運用について」（令和4年6月17日付け国会公契第6号、国官技第74号、国営管第111号、国営計第56号、国港総第197号、国港技第23号、国空予管第275号、国空空技第102号、国空交企第55号、国北予第23号）及び「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第394号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）に基づき、その適用対象となる工事については遺漏なきよう措置されたい。

(3) 適切な工期・履行期間の設定及び施工時期・履行期限等の平準化

建設産業における働き方改革の一環として、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営官第355号、国営計第75号、国北予第25号）、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」（平成28年1月8日付け国港総第357号、国港技第65号）、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和2年3月13日付け国技建第23号）、「受注者の責によらない場合の工期の変更について」（令和2年3月23日付け国営建技第13号）、「工事における週休2日の取得に要する費用の計

上について（試行）」（令和4年3月31日付け国会公契第59号、国官技第369号）、「週休2日交替制モデル工事の試行について」（令和4年3月31日付け国会公契第57号、国官技第370号）及び「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」（令和2年6月23日付け国地契第15号、国営管第158号、国営計第37号、国営建技第3号）に基づき、適切な工期を設定するとともに2か年国債及びゼロ国債を活用した計画的な発注及び円滑な執行等を通じて施工時期や業務の履行期限等の平準化に努めること。また、週休2日に伴う必要な経費を適切に計上すること。

(4) 適切な規模での発注

地域企業の活用に配慮しつつ適切な規模での発注による技術者・技能者の効率的活用を図ることとされたところであり、遺漏なきよう措置されたい。

なお、中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く、技術的難易度が比較的低い工事については、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進すること。

(5) 技術者の専任等に係る取扱いについて

監理技術者等の専任に係る取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第316号）及び「監理技術者制度の運用等について」（平成16年7月15日付け国地契第16号、国官技第75号、国営計第46号）等に基づき、その適用対象となる工事については遺漏なきよう措置されたい。

(6) 発注者間の連携体制の強化等

発注者間の協力体制については、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定、令和元年10月18日一部変更。以下「基本方針」という。）及び「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「運用指針」という。）に基づき、公共工事の品質確保に向けて、地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等を通じて他の発注者との情報交換等を行うとともに、発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整等に取り組むこととしている。

これらを踏まえ、建設業者等における計画的な技術者の配置や円滑な資機材の調達を図るため、発注見通しを統合して公表するなど、発注者間の一層の連携に努め、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図ること。

(7) 中小建設業者等の活用

工事の性質又は種別、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮した上、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者等の活用を図ること。

(8) 地域維持型契約方式の活用

地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を踏

まえつつ、包括発注、複数年契約、地域維持型共同企業体の活用など、地域維持型契約方式を活用すること。

(9) 概算数量発注又は詳細設計付工事発注にて実施した工事の契約変更

概算数量発注については、「条件明示について」（平成 14 年 3 月 28 日付け国官技第 369 号）又は「施工条件明示について」（平成 14 年 5 月 30 日付け国営計第 24 号）の規定により工事に関する施工条件を設計図書に明示することに留意しつつ、その適切な活用に努めること。また、詳細設計付工事発注についても、工事の種類、現場条件等を考慮し、適切な活用に努めること。なお、概算数量発注又は詳細設計付工事発注で実施する工事においては、当該工事に係る数量又は詳細設計が確定した段階で、最初の契約変更を適切に行うこと。

また、概算数量発注又は詳細設計付工事発注で実施する工事においては、当該工事に係る数量又は詳細設計に基づく最初の設計変更により追加されるものについて、原則として「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和 44 年 3 月 31 日付け建設省東地厚発第 31 号の 2）中の「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」として契約変更の対象としても差し支えないものとする。

(10) 災害復旧工事における復旧・復興事業の円滑かつ適正な実施

災害復旧工事においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）第 7 条第 1 項第 3 号の規定、運用指針及び「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成 29 年 7 月 7 日付け国地契第 11 号、国官技第 84 号、国営計第 39 号）及び「直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（令和 3 年 4 月 22 日付け国会公契第 4 号、国官技第 58 号、国官総第 6 号、国営管第 58 号、国営計第 18 号、国港総第 46 号、国港技第 5 号、国空予管第 42 号、国空空技第 19 号、国空交企第 14 号、国北予第 10 号）に基づき、緊急度等を勘案し、入札契約方式を適切に選択すること等により、早期の復旧に努めること。

(11) 被災地域における復旧・復興建設工事共同企業体の活用

大規模災害の被災地において、平常時に比べて建設工事需要が突発的に著しく大きくなることにより、被災地域内の企業単体のみでは復旧・復興工事の施工を十分に担うことができない場合には、「直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和 5 年 3 月 29 日付け国官公契第 46 号、国官技第 385 号、国営管第 652 号、国営計第 185 号、国港総第 746 号、国港技第 137 号、国北予第 51 号）に基づき適切に対応すること。

(12) 東日本大震災による被災地域における復旧・復興事業の円滑かつ適正な実施

東日本大震災による被災地域における復旧・復興事業の円滑かつ適正な実施のため、「平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成 25 年 2 月 6 日付け国技建第 7 号）及び「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舍設置の積算方法に関する試行について」（平成 25 年 2 月 22 日付け国技建第 8 号）、「東日本大震災の被災地における工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用の簡素化の試行について」（平成 26 年 2 月 3 日付け国地契第 63

号、国官技第 257 号、国営計第 111 号)、「東日本大震災の被災地における工事請負標準契約書第 25 条第 5 項の運用の簡素化の試行について」(平成 26 年 2 月 3 日付け国港総第 482 号、国港技第 103 号、国空安保第 718 号)、「令和 5 年度東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について」(令和 5 年 3 月 17 日付け国技建管第 7 号、国総施安第 6 号)、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成 26 年 2 月 3 日付け国港技第 101 号)、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成 26 年 2 月 3 日付け国空安保第 717 号)等に基づく措置を講じるなど、関係者と一丸となって取り組むこと。

(13) 熊本地震による被災地域における復旧・復興事業の円滑かつ適正な実施

熊本地震による被災地域における復旧・復興事業の円滑かつ適正な実施のため、「熊本地震の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」(平成 28 年 7 月 8 日付け国技建管第 2 号)、「令和 5 年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等について」(令和 5 年 3 月 17 日付け国技建管第 9 号、国総施安第 7 号)等に基づく措置を講じるなど、関係者と一丸となって取り組むこと。

(14) 平成 30 年 7 月豪雨による被災地域における復旧・復興事業の円滑かつ適正な実施

平成 30 年 7 月豪雨による被災地域における復旧・復興事業の円滑かつ適正な実施のため、「令和 5 年度 平成 30 年 7 月豪雨の復興・復旧事業等における積算方法等について」(令和 5 年 3 月 17 日付け国技建管第 11 号、国総施安第 8 号)及び「平成 30 年 7 月豪雨の復興・復旧事業等における積算方法等について」(令和元年 8 月 8 日付け国港技第 35 号)等に基づく措置を講じるなど、関係者と一丸となって取り組むこと。

(15) 円滑な発注及び施工体制の確保について

上記のほか、事業の執行に当たっては、円滑かつ着実な事業実施のため、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」(令和 4 年 12 月 12 日付け国会公契第 29 号、国官技第 244 号、国営管第 404 号、国営計第 125 号、国北予第 39 号)、「国土交通省所管事業(港湾空港関係)の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」(令和 4 年 1 月 24 日付け国港総第 575 号、国港技第 78 号)等に基づく措置を講じるなど、円滑な施工確保に努めること。

(16) 計画的かつ円滑な事業執行のための国庫債務負担行為(事業加速円滑化国債・機動的国債)の活用

① 事業加速円滑化国債

「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づく事業や大規模災害からの復旧等に関する事業について、着実な事業の実施が求められているところであり、当初予算を活用してこれらの事業を実施する際は、「国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための国庫債務負担行為の運用について」(令和 3 年 11 月 30 日付け国官会第 15526 号、国官技第 214 号、国営管

第 476 号、国営計第 134 号、国港総第 455 号、国港技第 57 号、国空予管第 596 号、国空空技第 338 号、国空交企第 192 号、国北予第 38 号) に基づき、適切に対応すること。

また、補助事業において地方公共団体の要望に応じて事業加速円滑化国債が設定され得ることを踏まえ、補助事業についても、円滑な施工確保に向けた取組が一層進められていることに留意すること。

② 機動的国債

実施計画承認後に生じた事由により、当初の計画どおり執行できないことが明らかになった事業について、その時点で速やかに機動的国債の活用を検討することとし、当該事由の状況等を総合的に勘案したうえ、より円滑な執行が可能となる場合は、「国庫債務負担行為を活用した円滑な事業執行について」（令和 4 年 4 月 1 日付け国官会第 23963 号、国官技第 393 号、国営管第 885 号、国営計第 223 号、国港総第 770 号、国港技第 115 号、国空予管第 1058 号、国空空技第 574 号、国空交企第 326 号、国北予第 80 号) に定める取扱いに基づき、機動的国債を積極的に活用すること。

(17) 前金払及び中間前金払の活用

円滑な工事代金の流通によって施工体制の確保を図るため、前金払及び中間前金払の活用推進に取り組むこと。

4 入札及び契約手続における一層の透明性及び競争性の確保

(1) 多様な入札契約方式の導入・活用等

工事の発注に当たっては、品確法第 3 条第 4 項及び基本方針第 2 の 4 に基づき、運用指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切なものを選択し、又は組み合わせるよう努めること。

① 水門設備工事などの機械・設備工事のうち、特殊性を有する工事については、その態様等に応じて、詳細設計付工事発注方式、設計施工一括発注（デザインビルド）方式、本体・設備一括発注方式など多様な入札契約方式の導入を図ること。また、必要に応じて、CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用を努めること。

② それ以外の工事については、必要に応じて、詳細設計付工事発注方式、設計施工一括発注（デザインビルド）方式や CM（コンストラクション・マネジメント）方式等の活用を努めるほか、通信設備工事については、「通信設備工事における維持管理付き工事の試行について」（平成 22 年 12 月 16 日付け国地契第 36 号、国官技第 264 号) に基づき、維持管理付き工事の試行に努めること。

また、一般競争入札方式による場合、技術的難易度が低い工事については、より一層の競争を促進させる観点から、「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」（平成 22 年 3 月 29 日付け国地契第 39 号、国官技第 371 号、国営計第 104 号）、「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」（平成 22 年 3 月 29 日付け国営管第 489 号、国営計第 110 号）、「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」（平成 22 年 3 月 29 日付け国港総第 1050-1 号、国港技第 77-1 号) 又は「一般競争入札

等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」（平成 22 年 4 月 19 日付け国空予管第 109 号、国空技企第 12 号）により、競争参加資格の施工実績に係る要件において工事量を求めないこととしているので、その適切な実施に努めること。

(2) 政府調達協定対象工事における一般競争入札方式の競争参加資格とする経営事項評価点数

政府調達に関する協定の適用対象となる工事に関し、比較的工事規模が小さく技術的難易度の低い一般土木工事、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事については、「一般競争入札方式において競争参加資格とする経営事項評価点数について」（平成 13 年 6 月 1 日付け国地契第 12 号、国官技第 61 号、国営計第 30 号）により、建設業者の施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがない場合には、競争参加資格とする経営事項評価点数の引き下げを適切に図ること。

(3) 中立かつ公正な審査の確保

総合評価落札方式における技術提案の審査に当たっては、その拡大と拡充の状況にかんがみれば、一層の透明性の向上を図ることが必要であることから、「総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について」（平成 18 年 7 月 11 日付け国官総第 263 号、国官会第 495 号、国地契第 38 号、国官技第 92 号、国営計第 54 号）又は「総合評価方式における技術提案の審査に関する体制について」（平成 18 年 9 月 27 日付け国空予管第 388 号）に基づき、中立かつ公正な実施に努めること。

また、技術提案等の採否の通知については、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成 12 年 9 月 20 日付け建設省厚契発第 32 号、建設省技調発第 147 号、建設省営計発第 132 号）、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成 12 年 12 月 11 日付け建設省営管発第 450 号、建設省営計発第 158 号）、「総合評価落札方式における手続きについて」（平成 14 年 2 月 22 日付け国港管第 1188 号、国港建第 272 号）又は「総合評価落札方式における手続きについて」（平成 17 年 6 月 3 日付け国空予管第 130 号、国空建第 24 号）に基づき実施するとともに、「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成 22 年 4 月 9 日付け国地契第 2 号、国官技第 9 号、国営計第 5 号）、「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成 22 年 4 月 15 日付け国営管第 26 号、国営計第 8 号）、「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成 22 年 4 月 9 日付け国港総第 27 号、国港技第 2 号）又は「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成 22 年 4 月 28 日付け国空予管第 182 号、国空技企第 15 号）の定めるところに従い、技術提案等の採否に関する詳細な通知及び通知に関する問い合わせ窓口の設置を適切に実施すること。落札結果等については、できるだけ早期に、評価項目ごとに評価の結果を公表する等、適切に情報提供を行うこと。

なお、応札者が技術提案を作成する上で必要となる資料の提供にあたっては、個人情報や予定価格の類推を可能とする情報を公表しないよう措置するとともに、受発注者双方の事務負担軽減や情報の共有化の観点から、技術提案を作成す

る上で参考となる工事関連データの提供や IT を活用した工事説明会の実施に努めること。

(4) 公共事業等からの暴力団排除の推進

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条第 3 号の規定及び「あらゆる契約からの暴力団排除の推進について」（平成 24 年 3 月 19 日付け国官会第 3166 号、国地契第 89 号、国港総第 704 号、国北予第 34 号）又は「あらゆる契約からの暴力団排除の推進について」（平成 24 年 3 月 23 日付け国空予管第 444 号）に従い、国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の徹底を図ること。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 11 条に基づく措置を適切に実施し、建設業からの暴力団排除についても徹底を図ること。

(5) 入札ボンド制度の活用

いわゆる「入札ボンド制度」については、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成 24 年 3 月 19 日付け国官会第 3186-2 号、国地契第 91 号、国北予第 36 号）、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成 24 年 10 月 2 日付け国営管第 255 号）、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成 22 年 5 月 20 日付け国港総第 135 号、国港技第 20 号）又は「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成 24 年 3 月 23 日付け国空予管第 446 号）に基づき引き続き適切な実施に努めるとともに、地方公共団体等における導入状況も踏まえ、更なる対象の拡大に努めること。

(6) 随意契約の見直し

随意契約（プロポーザル方式を含む。）については、これまでも「随意契約見直し計画」（平成 18 年 6 月策定、平成 19 年 1 月改訂）及び「国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて」（平成 19 年 12 月 26 日とりまとめ）に従い、応募要件の見直しによる民間参入の拡大、契約方式の見直しによる競争性の向上、第三者機関の監視体制の強化などの措置を着実に推進してきているところであるが、なお一層の民間参入の拡大や契約方式における競争性の向上に取り組むとともに、入札監視委員会による監視を通じて、一層の適正化を図ること。

また、プロポーザル方式による調達に当たっては、技術提案書の特定前に第三者機関による審査を実施すること等により、契約の透明性の確保を図ること。

(7) 調達改善計画の推進

競争性の確保や調達コストの縮減、調達対象の品質確保などの観点から調達改善を図ることとし、その具体的な取組内容や目標などを定めた「令和 5 年度国土交通省調達改善計画」を適切に推進すること。

(8) 再委託の厳正な取扱い

建設コンサルタント業務等における再委託については、契約書において一括して、又は設計図書等で指定した部分を再委託することを禁止するとともに、あらかじめ指定した軽微な部分を除く一部の再委託についても承諾を得るものとされている。また、「土木設計業務等委託契約における再委託の承諾手続等の運用に

について」（平成 20 年 9 月 1 日付け国官技第 110-2 号、国技建第 5 号）において、「設計業務共通仕様書」が適用される業務のうち、随意契約（プロポーザル方式を含む。）により調達を行う業務については、再委託額が業務委託料の 1/3 を超える場合は、その理由を確認し、やむを得ない理由が認められる場合において承諾するよう措置したところであり、不適切な再委託が行われないよう厳正な取扱いを行うこと。

5 公共工事等の品質確保の促進

(1) 総合評価落札方式

品確法第 15 条第 1 項本文及び基本方針第 1 に基づき、落札者の決定に際しては、総合評価落札方式を基本とすること。

(2) ICT の全面的な活用の推進

建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す i-Construction の推進に当たり、ICT を全面的に活用した工事等を実施することとしており、「i-Construction における「ICT の全面的な活用」について」（令和 5 年 3 月 3 日付け国官技第 325 号、国官総第 251 号）、「i-Construction における「ICT の全面的な活用」の実施要領等について」（令和 4 年 3 月 31 日付け国技建管第 19 号、国技建調第 5 号、国総施安第 9 号）、「「港湾事業における ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針」について」（令和 5 年 3 月 31 日付け国港技第 131 号）、「港湾事業における「ICT の全面的な活用」に関する基準の改定について」（令和 5 年 3 月 31 日付け国港技第 132 号）及び「官庁営繕事業における生産性向上技術の積極的な活用について（改定）」（令和 4 年 3 月 31 日付け国営計第 218 号、国営整第 174 号、国営設第 231 号）に示された実施方針等に基づき、当該工事等を積極的に導入・活用し、建設現場におけるプロセス全体の最適化を図ること。

また、デジタル技術を活用して、管理者側の働き方やユーザーに提供するサービス・手続きなども含めて、インフラまわりをスマートにし、従来の「常識」を変革するインフラ分野の DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進すること。

なお、「「直轄土木業務・工事における BIM/CIM 適用に関する実施方針」について」（令和 5 年 3 月 3 日付け国官技第 319 号）に基づき、原則として BIM/CIM を適用すること。

(3) 総合評価落札方式の適切な運用と技術評価点の加算点の適切な設定

総合評価落札方式の実施に際しては、総合評価ガイドライン等に基づき、工事内容、規模、要求要件等に応じて、類型の選定や評価項目・配点の設定等を適切に実施すること。なお、企業の急激な受注増加に伴う工事品質への影響や中長期的な技術者の確保・育成にも留意すること。

また、企業の施工能力を評価する施工能力評価型と、施工能力に加え技術提案を求めて評価する技術提案評価型への二極化、段階的選抜方式の更なる活用等、技術力評価の簡素化・効率化に努めること。なお、段階的選抜方式の実施に際しては、一般競争入札方式における過程の中で実施すること。

(4) 施工体制確認型総合評価落札方式の試行の実施

「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 72 号、国官技第 243 号、国営計第 117 号）、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国営管第 282-3 号、国営計第 129 号）、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国港総第 683 号、国港建第 175 号）又は「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成 19 年 1 月 9 日付け国空予管第 644 号）に基づき、施工体制確認型総合評価落札方式の試行を図ること。

なお、調査基準価格以上の価格で申込みを行った者についても、直ちに入札説明書等に記載された要求要件を確実に実施できる施工体制が整っているとの評価をするのではなく、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合には、施工体制を慎重に確認すべきものであることに留意すること。また、施工体制の審査・評価は迅速に実施すること。

(5) 総合評価落札方式における試行の実施

地元企業の活用により地元調整の円滑化や現場事情に精通した施工の早期実施が期待される工事については、「地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について」（平成 21 年 8 月 3 日付け国地契第 13-2 号、国官技第 86-4 号、国営計第 45-2 号）、「地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について」（平成 21 年 8 月 3 日付け国港総第 389-2 号、国港技第 24-2 号）又は「地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について」（平成 21 年 8 月 21 日付け国空予管第 446 号、国空技企第 70 号）に定める手続により、同方式の積極的な活用を図ること。

また、特定専門工事が工事全体に占める重要度の高い工事については、「特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行について」（平成 24 年 6 月 11 日付け国地契第 12 号、国官技第 59 号、国営管第 110 号、国営計第 26 号、国港総第 268 号、国港技第 64 号、国北予第 12 号）又は「下請負人の見積りを踏まえた入札方式の試行について」（国地契第 13 号、国官技第 60 号、国営管第 111 号、国営計第 27 号、国土入企第 1 号、国港総第 270 号、国港技第 65 号、国北予第 13 号）に基づき、特定専門工事審査型総合評価落札方式又は下請負人の見積もりを踏まえた入札方式の試行に努めること。

(6) 総合評価落札方式における評価項目の適切な設定

総合評価落札方式の実施に際しては、総合評価ガイドライン等において、施工能力評価型では、企業・技術者の能力等を評価項目として過去一定期間の工事成績及び表彰を設定することとなっているが、十分な技術力を持つにも関わらず評価対象となる実績を持たない企業や技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、工事の規模や地域の実情に応じて、実績にとらわれない評価項目の設定に努めるとともに、都道府県等の他の発注機関における実績についても、評価項目として積極的に活用すること。なお、他の発注機関における実績の活用に当たっては、直轄工事の工事成績評定点と他の発注機関の工事成績評定点との算出に係る評価方法及び平均点の違いに留意し、必要に応じて評価点の調整等を実施すること。

また、評価方法の多様な取組については、計画的に P D C A サイクルに基づく検証を行うこと。

(7) 技術提案・交渉方式の積極的な活用

技術提案・交渉方式の実施に際しては、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用について」（平成 29 年 12 月 21 日付け国地契第 43 号、国官技第 226 号、国営計第 93 号）及び「国土交通省港湾空港関係直轄工事における技術提案・交渉方式の運用について」（令和元年 9 月 12 日付け国港総第 269 号、国港技第 46 号）に基づき、工事の内容等を踏まえ積極的に活用し、その手続を適切に実施すること。

(8) 事業促進 P P P の適切な運用

事業促進 P P P の実施に際しては、「国土交通省直轄の事業促進 P P P に関するガイドライン」（平成 31 年 3 月 25 日付け国地契第 60 号、国官技第 425 号、国営整第 203 号）に基づき、その手続を適切に実施すること。

(9) 建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する品質確保対策

建設コンサルタント業務等の発注における総合評価落札方式については、技術提案の「履行確実性」総合評価落札方式について、「建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について」（平成 22 年 4 月 27 日付け国地契第 5 号、国官技第 26 号、国営整第 22 号）、「建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について」（平成 24 年 3 月 2 日付け港湾局総務課・技術企画課事務連絡）「建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について」（平成 22 年 4 月 27 日付け国営管第 70 号、国営整第 24 号）及びに基づき、適切に試行すること。

(10) 調査及び設計業務等の品質確保

① 調査及び設計業務等の品質確保と技術者の育成を目的として、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（平成 26 年国土交通省告示第 1107 号）を告示し、調査（点検及び診断を含む。）設計等の業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化し、それを満たす技術者資格を登録する制度を創設した。本趣旨を踏まえ、国土交通省登録技術者資格の適切な活用を図ること。

なお、本制度の趣旨は、登録されていない資格について活用をただちに妨げるものではないことも併せて理解の上、業務の発注要件の設定等に当たり配慮すること。

② 4 (1)において、水門設備工事等特殊性を有する工事については、詳細設計付工事発注方式や設計施工一括発注方式（デザインビルド）の導入を図ることとしたところであるが、これらの方式によらずに行う設計業務の発注に当たっては、業務を実施する上で必要となる技術的能力の確認を確実に実施するとともに、設計・施工分離の原則に基づき、施工方法等に関連する設計を適切に実施することができるよう、業務の内容や範囲等の設定に留意すること。

(11) 設計照査における建設コンサルタントの活用

詳細設計付工事発注方式及び設計施工一括発注（デザインビルド）方式等の実

施においては、必要に応じ、設計照査に建設コンサルタントを活用するなど、設計の品質確保にも努めること。なお、建設コンサルタントを活用する場合、資格要件を適切に設定すること。

(12) 国土交通省による発注者の支援

各発注者において、発注関係事務を適切に実施することが困難である場合には、当該発注者からの要請に応じ、発注準備、入札・契約、監督・検査等支援策として協力を行うことが考えられる事項について、必要な措置を講じること。

(13) 補助事業等における公共工事の品質確保について

地方公共団体発注の公共工事における品質確保も重要であることから、本省の補助事業等担当部局から貴局の補助事業等担当部局に対し、別途、次に掲げる事項を内容とする通知がなされているので、承知おかけたいこと。

- ① 地方公共団体発注の公共工事の品質確保に関する総合評価落札方式の実施等の取組の費用に対しては、測量設計費による支弁が可能であり、その旨周知を図ること。
- ② 補助事業等における公共工事の品質確保に関する取組みを確認するため、補助金交付申請、実績報告時等の際に、取組の実施状況の確認等を行うこと。

(14) 新技術の積極的活用

公共工事の品質確保のためには、民間等の分野における技術開発が促進され、優れた技術を積極的かつ円滑に導入していく必要があることから、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成 18 年 7 月 5 日付け国官技第 86 号、国官総第 237 号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成 18 年 7 月 5 日付け国官技第 87 号、国官総第 238 号、国営整第 6 号、国総施第 60 号）及び「新技術導入促進型総合評価方式の導入について」（平成 29 年 11 月 10 日付け国地契第 37 号、国官技第 183 号、国営計第 83 号、国北予第 15 号）に基づき、設計段階における新技術の導入検討、工事発注段階における発注者指定による新技術活用工事の実施など有用な新技術の一層の活用促進を図ること。

(15) IS09001 認証に基づく品質マネジメントシステムを活用したモデル工事の試行

公共工事の更なる品質向上と監督業務の効率化を図るものとして、「IS09001 活用モデル工事の試行について」（令和元年 8 月 27 日付け国官技第 175 号）に基づき、受注者の品質マネジメントシステムを積極的に活用するとともに、運用に当たり第三者機関（ISO 認証審査登録機関）の監査を取り入れた IS09001 活用モデル工事の試行の積極的な実施を図ること。

6 著しい低価格による受注への対応等

- (1) 公共工事に係るいわゆるダンピング受注については、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発展を図る観点から排除に努める必要があることから、「緊急公共工事品質確保対策について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国官総第 610 号、国官会第 1334 号、国地契第 71 号、国官技第 242 号、国営計第 121 号、国総入企第 46

号)、「緊急公共工事品質確保対策について」(平成18年12月8日付け国営管第282-2号、国営計第128号)又は「緊急公共工事品質確保対策について」(平成19年1月9日付け国空予管第646号)等に基づく施工体制確認型総合評価落札方式や低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行等の諸対策について、引き続き遺漏のない実施を図ること。

- (2) 建設コンサルタント業務等については、「建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査の運用について」(平成19年10月5日付け国地契第34号、国官技第172号、国営整第84-4号、国土用第14-5号)、「建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査の運用について」(平成19年12月3日付け国営管第280-4号、国営整第105-2号)又は「建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査の運用について」(平成19年10月5日付け国空予管第561-5号、国空建第102-2号)に基づき、工事と同様に、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる低価格による入札の的確な排除に向けて、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、低入札価格調査を経て契約した業務のコスト構造を詳細に把握するため、「業務コスト調査について」(平成20年3月31日付け国地契第75号、国官技第323号、国営整第179号、国土用第59号)、「業務コスト調査について」(平成20年8月29日付け国営管第138-3号、国営整第57-2号)、「業務コスト調査について」(平成21年3月31日国港総第960-3号、国港技第103号)又は「業務コスト調査について」(平成21年1月19日付け国空予管第772号、国空技企第123号)に基づき、業務コスト調査を実施しているところであるが、引き続き遺漏のない実施を図ること。

- (3) 平成26年度より実施している国土交通省直轄工事における建設業者の社会保険加入対策及び法定福利費の適正な考慮については、「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」(平成26年5月16日付け国地契第4号、国官技第23号、国営管第40号、国営計第11号、国土建第8号、国港総第34号、国港技第7号、国空予管第49号、国空安保第31号、国空交企第54号)又は「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」(平成26年6月16日付け国官会第489号、国土建第42号)、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」(平成29年8月25日付け国地契第22号、国北予第8号)又は「工事請負標準契約書の制定について」等の一部改正について」(平成29年9月1日付け国港総第254号)及び「請負代金内訳書の提出について」の一部改正について」(平成29年9月22日付け国地契第27号、国官技第145号、国営計第64号)に基づく措置を適切に実施すること。

7 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

総合評価落札方式において、賃上げ実施企業に対して加点措置を行う際には「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号)や関連する通知等に基づき適切に実施す

ること。

別紙

(各長及び指定部局長)

大臣官房会計課長

大臣官房官庁営繕部長

港湾局長

航空局長

国土技術政策総合研究所長

国土技術政策総合研究所副所長

国土交通大学校長

国土地理院長

海難審判所長

東北地方整備局長

関東地方整備局長

北陸地方整備局長

中部地方整備局長

近畿地方整備局長

中国地方整備局長

四国地方整備局長

九州地方整備局長

北海道開発局長

気象庁長官

運輸安全委員会事務局長

海上保安庁長官